令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会　理事長　様

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）

確認書（評議員候補者用）

１　社会福祉法（以下「法」という。）第40条第１項第１号から第５号までに定める欠格事由については、次のとおりです。

※参照：別添「資格等チェックリスト」の１の一から五

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

２　法第40条第２項に定める兼職関係については、次のとおりです。

　　※参照：別添「資格等チェックリスト」の２

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

３　法第40条第４項・第５項等に定める他の評議員及び各役員との特殊な関係については、次のとおりです。

　　※参照：別添「資格等チェックリスト」の３

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者ではありません。

（法第40条第１項第６号）

※参照：別添「資格等チェックリスト」の１の六

資格等チェックリスト（評議員候補者用）

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| １　欠格事由に該当しないか  （法第40条第１項） | 一　法人でないこと  二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと  四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと  五　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員でないこと  六　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと |
| ２　兼職関係にないか  （法第40条第２項） | ○　当法人の役員(理事及び監事)でないこと  ○　当法人の職員でないこと |
| ３　他の評議員又は各役員と特殊な関係にあたらないか  (法第40条第４項・第５項等) | ○　他の評議員又は各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと  ○　以下の①～⑧にあたらないこと  　①　他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  　②　他の評議員又は各役員に雇用されている者  ③　他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ④　②及び③の配偶者  ⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者  ⑥　他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員  　⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員  ⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。） |

※法人が租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるために、定款において「評議員の資格」等の規定を定めている場合は、上記３「他の評議員又は各役員と特殊な関係にあたらないか」の欄を次のものに差し替えること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| ３　他の評議員又は各役員と特殊な関係にあたらないか  (法第40条第４項・第５項等)  租税特別措置法施行令第25条  の17第６項第１号 | ○　他の評議員又は各役員の配偶者又は６親等以内の親族でないこと  ○　以下の①～⑥にあたらないこと  　①　他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  　②　他の評議員又は各役員に雇用されている者  ③　他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ④　②及び③の配偶者  ⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者  ⑥　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員  ○　以下の⑦～⑩にあたるか  ⑦　他の評議員又は各役員の配偶者又は４～６親等以内の親族  ⑧　他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員  ⑨　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）  ⑩　次に掲げる法人の法人税法第２条第15号に規定する役員(以下「会社役員」という。)又は使用人  (1) 当該親族関係を有する評議員及び役員が会社役員となっている他の法人  (2) 当該親族関係を有する評議員及び役員及び①～⑤に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第２条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人 |

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会　理事長　様

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）

確認書（理事候補者用）

１　社会福祉法（以下「法」という。）第44条第１項において準用する第40条第１項第１号から第５号までに定める欠格事由については、次のとおりです。

※参照：別添「資格等チェックリスト」の１の一から五

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

２　法第44条第６項等に定める他の理事との特殊な関係については、次のとおりです。

　　※参照：別添「資格等チェックリスト」の２

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者ではありません。

（法第44条第１項において準用する第40条第１項第６号）

※参照：別添「資格等チェックリスト」の１の六

資格等チェックリスト（理事候補者用）

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| １　欠格事由に該当しないか  （法第44条第１項において準用する法第40条第１項） | 一　法人でないこと  二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと  四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと  五　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員でないこと  六　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと |
| ２　他の理事と特殊な関係にあたらないか  （法第44条第６項等) | ○　各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと。  ○　以下の①～⑦にあたらないこと  　①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  　②　各役員に雇用されている者  ③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ④　②及び③の配偶者  ⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族で　かつこれらの者と生計を一にする者  ⑥　各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員  ⑦　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。） |

※法人が租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるために、定款において「役員の資格」等の規定を定めている場合は、上記２「他の理事と特殊な関係にあたるか」の欄を次のものに差し替えること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| ２　他の理事と特殊な関係にあたらないか  （法第44条第６項等)  租税特別措置法施行令第25条  の17第６項第１号 | ○　各役員の配偶者又は６親等以内の親族でないこと  ○　以下の①～⑧にあたらないか  　①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  　②　各役員に雇用されている者  ③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ④　②及び③の配偶者  ⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者  ⑥　各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員  　⑦　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）  ⑧　次に掲げる法人の法人税法第２条第15号に規定する役員(以下「会社役員」という。)又は使用人  (1) 当該親族関係を有する評議員及び役員が会社役員となっている他の法人  (2) 当該親族関係を有する評議員及び役員及び①～⑤に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第２条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人 |

令和○○年○○月○○日

社会福祉法人○○○会　理事長　様

住所

氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（署名又は記名押印）

確認書（監事候補者用）

１　社会福祉法（以下「法」という。）第44条第１項において準用する第40条第１項第１号から第５号までに定める欠格事由については、次のとおりです。

※参照：別添「資格等チェックリスト」の１の一から五

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

２　法第44条第２項に定める兼職関係については、次のとおりです。

　　※参照：別添「資格等チェックリスト」の２

　【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

３　法第44条第７項等に定める他の役員との特殊な関係については、次のとおりです。

　　※参照：別添「資格等チェックリスト」の３

【　・該当しない　　　・該当する（内容：　　　　　　　　　　　　　　）】

４　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者ではありません。

（法第44条第１項において準用する第40条第１項第６号）。

※参照：別添「資格等チェックリスト」の１の六

資格等チェックリスト（監事候補者用）

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| １　欠格事由に該当しないか  （法第44条第１項において準用する法第40条第１項） | 一　法人でないこと  二　精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと  三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと  四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと  五　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員でないこと  六　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと |
| ２　兼職関係にないか  （法第44条第２項） | ○　当法人の理事でないこと  ○　当法人の職員でないこと |
| ３　各役員と特殊な関係にあたらないか  （法第44条第７項等) | ○　各役員の配偶者又は３親等以内の親族でないこと  ○　以下の①～⑧にあたらないこと  　①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  　②　各役員に雇用されている者  ③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ④　②及び③の配偶者  ⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者  ⑥　各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員  ⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員  ⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。） |

※法人が租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるために、定款において「役員の資格」等の規定を定めている場合は、上記３「各役員と特殊な関係にあたらないか」の欄を次のものに差し替えること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| ３　各役員と特殊な関係にあたらないか  (法第44条第７項等)  租税特別措置法施行令第25条  の17第６項第１号 | ○　各役員の配偶者又は６親等以内の親族でないこと  ○　以下の①～⑨にあたらないこと  　①　各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者  　②　各役員に雇用されている者  ③　各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者  ④　②及び③の配偶者  ⑤　①から③に掲げる者の３親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者  ⑥　各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員  ⑦　当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員  ⑧　国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）  ⑨　次に掲げる法人の法人税法第２条第15号に規定する役員(以下「会社役員」という。)又は使用人  (1) 当該親族関係を有する評議員及び役員が会社役員となっている他の法人  (2) 当該親族関係を有する評議員及び役員及び①～⑤に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第２条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人 |